

報告第 1 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 6 年 5 月 1 3 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- 1 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が 50 万円以下のもの